解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都港区白金台三丁目一六番一六号

医療法人社団白明会

清算人　古野百合子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月二十四日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田神保町一―一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内　日興パレス白金マンション建替組合

代表清算人　安保　伸一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議（同日付長野県知事解散認可）により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

長野県上伊那郡宮田村三五九八番地三

医療法人斉藤診療所

清算人　齋藤みち子

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

三重県鈴鹿市平田新町二番二号

医療法人松尾会

清算人　松尾　幹雄

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

宮崎県都城市小松原町一一六一番地の三

医療法人誠心会

清算人　政所　紀子

第五十七期決算公告

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	八九七、八〇八、四四六
固定資産	六、三四九、八三五
合計	九〇四、一五八、二八一

負債及び純資産の部

流動負債	三〇五、八五八、一七四
固定負債	二四、四八九、三三五
株主資本	五七三、八一〇、七七二
資本金	八〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	四九三、八一〇、七七二
利益準備金	一四、四〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	四七九、四一〇、七七二
（当期純利益）	（五七、二五一、一六〇）
合計	九〇四、一五八、二八一

令和七年四月十日

埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一

日本メクマン株式会社

配当公告

香川県高松市多肥下町一五五九番地九

破産者　株式会社真和

右の者に対する高松地方裁判所令和五年（フ）第二九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五九〇、六九一、二八五円

一、配当することのできる金額

金六八、五三〇、七三二円

令和七年四月十日

香川県高松市錦町一丁目八番三号　滝口・上枝法律事務所

破産管財人弁護士　滝口　耕司